

入札説明書

令和8年度紙製品単価契約に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書及び入札の心得によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記6によること。ただし、入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1. 公示日

令和8年2月27日

2. 業務内容

別紙「紙製品（コピー用紙）の調達仕様書」のとおり

3. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

〒862-8639

熊本市東区健軍2丁目4番10号

熊本県市町村自治会館3階

熊本県国民健康保険団体連合会 総務課

電話番号 096-365-0814

5. 入札説明書の交付

(1) 期間

令和8年2月27日（金）から令和8年3月10日（火）までの本会の休日を除く
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 場所

本会ホームページでダウンロードにより交付するほか、4の部署でも交付を行う。

6. 仕様等に対する質疑応答

入札参加者による入札説明書、仕様書、契約書の案、その他関係資料に関する疑義は、質問書（様式第7号）により、電子メールにて受付ける。

また、回答は、入札参加者全員に令和8年3月9日（月）午後5時までに電子メールにて行う。

(1) 電子メールアドレス

soumu@kumakoku.jp

(2) 受付期間

令和8年2月27日（金）から令和8年3月6日（金）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

7. 入札参加資格

入札参加申請締切日において、次の(1)～(4)の一に該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）21条に基づく再生手続開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていない者。
- (3) 正常な入札の執行を妨げる等の行為をなす恐れが有る者。
- (4) 公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格を有しない者。

8. 入札参加申込み

- (1) 提出書類
一般競争入札参加申請書（様式第1号）
- (2) 提出場所
4の部署
- (3) 提出期限
令和8年3月10日（火）午後5時
※期限後は受領しない。（書類の追加提出を含む。）
- (4) 提出方法
提出場所へ持参、郵送または電子メールにより行う。
- (5) その他
ア 入札参加の申込みをしない者は、入札に参加できない。
イ 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
ウ 提出書類は返却しない。

9. 入札参加資格確認結果の通知

入札参加の可否は令和8年3月13日（金）までに通知する。

10. 入札書

- (1) 提出方法
ア 入札書は、入札書（様式第8号）により作成し、封筒表に「入札業務名」を、封筒裏に「氏名」（法人の場合はその商号又は名称及び代表者職氏名）を記入した封筒に封入のうえ、裏面割印をし、提出する。
イ あらかじめ契約担当者から業務費内訳書の提示を求められた場合は、入札に際し、内訳書を提示又は提出する。
- (2) 記載方法
ア 日付は、入札日とする。（入札書記入の日を記入しない。）
イ 金額は、入札書に記載された金額をもって落札金額とするので、消費税及び地方消費税を含んだ額を記載する。
ウ 単価契約の場合、金額はそれぞれの物品の単価に予定数量を乗じて得た額の合計金額とし（納入に要する一切の費用を含む。）、内訳書（様式第8号の2）を添付する。
なお、入札金額の基礎となったそれぞれの物品の単価（消費税及び地方消費税を含む。）を持って契約単価とする。
- (3) 代理人による入札
ア 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式第3号）を持参するものとする。この場合、入札書には、委任者と代理人を併記し、当該代理人の記名押印をもって入札する。

イ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

(4) その他

ア 入札書は、提出した後は開札の前後を問わず引換え又は取消しをすることはできない。

11. 開札

(1) 日時

令和8年3月16日(月)午前10時00分

(2) 場所

熊本市東区健軍2丁目4番10号 熊本市町村自治会館
熊本県国民健康保険団体連合会 5階 会議室

(3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

(4) 入札参加資格確認

入札者は、競争入札参加資格確認結果通知書(写し可)を契約担当者の求めに応じ提示する。

12. 落札者の決定方法

(1) 入札を行った者のうち契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、業務の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(2) 最低制限価格を設けた場合においては、前項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

(4) 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(5) 入札者が1人であっても、2人以上の場合と同様に、本入札説明書に従って入札されており、かつ、入札金額が予定価格の制限の範囲内である場合には、落札者として決定する。

13. 落札者がいない場合の措置

(1) 開札をした場合において、各人の入札のうち12の規定による落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。

ただし、開札の際、入札者または又はその代理人のすべてが立ち会っており、そのすべてが同意する場合にあっては直ちにその場において行う。

(2) 最低制限価格を受けた場合において当該競争入札に参加した者のうち、最低制限価格に満たない価格の入札をした者は、再度の入札に参加することはできない。

(3) 入札を執行する前に予定価格を公にしたものについては、第1項の規定にかかわらず再度の入札は行わない。

14. 入札参加者の入札価格等の公表

落札業者及び入札価格は落札者決定後、熊本県国民健康保険団体連合会のホームページで公表する。

15. 無効の入札

次の（１）～（12）に該当する入札は、無効とする。

- （１）競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- （２）虚偽の申請を行った者のした入札
- （３）委任状を提出しない代理人のした入札
- （４）委任者名の併記されていない委任状を提示した代理人のした入札
- （５）記名押印を欠く入札
- （６）金額の表示がない入札、金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札
- （７）誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- （８）明らかに連合によると認められる入札
- （９）同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は２人以上の代理をした者のした入札
- （10）２以上の意思表示をした入札
- （11）入札関係者に暴力団の関与が認められる入札
- （12）その他入札に関する条件に違反した入札

16. 公正な入札の確保

- （１）入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)に抵触する行為を行ってはならない。
- （２）入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- （３）入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

17. 入札の中止等

- （１）入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。
- （２）天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることができる。

18. 契約に関する事項

（１）契約書等の提出

- ア 契約書の案を作成する場合においては、落札者は、契約担当者から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から 7 日（休日等を除く。）以内に、これを契約担当者に提出するものとする。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。（別添契約書参照）
- イ 落札者がアの期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失うものとする。
- ウ 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに、請書その他これに準ずる書面を契約担当者に提出する。

- （２）契約の履行に当たって、関係法令等を十分に遵守すること。
- （３）契約の履行により知り得た業務の内容を第三者に漏らしてはならない。

(4) 原則として再委託してはならない。ただし、本会の承諾を得た場合に限り、本業務を必要な範囲で第三者に再委託することができる。

19. 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は、全額免除とする。

20. その他

契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国の通貨に限る。